

令和 5 年度
児童虐待に関する状況の報告書

令和 6 年 5 月

飯 塚 市

— 目 次 —

1	家庭児童相談、児童虐待相談の状況	P1
	(1) 家庭児童相談	
	(2) 児童虐待相談	
2	飯塚市の体制（第 5 条、第 10 条関係）	P5
	(1) 子ども・家庭相談の組織・構成	
	(2) 子ども家庭総合支援拠点の設置	
	(3) 専門的な職員の育成	
3	市の責務（第 5 条関係）	P8
	(1) 子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援	
	(2) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営	
	(3) 学校における組織的対応が可能となる体制の整備	
	(4) 広報及び啓発活動の実施	
	(5) 地域との連携	
	(6) 子どもなどへの虐待防止の措置	
4	虐待の未然防止及び早期発見（第 9 条関係）	P16
	(1) 乳児家庭全戸訪問等事業及び乳幼児健診等の活用	
	(2) 関係機関等と連携した虐待の未然防止及び早期発見の取り組み	
5	情報の共有（第 12 条関係）	P19
	(1) 通告受理機関における情報共有	
	(2) 他市区町村との転出または転入時の情報共有	
	(3) 警察・児童相談所との情報共有	
	(4) その他の関係機関等からの情報提供	
6	児童虐待防止月間（第 17 条関係）	P20
7	通告に係る対応（第 18 条～第 20 条関係）	P21
8	保育所等の優先入所（第 23 条関係）	P21
	(参考 1) 飯塚市の子どもをみんなで守る条例	P22
	(参考 2) 用語の解説	P29

1 家庭児童相談、児童虐待相談の状況

(1) 家庭児童相談

①家庭児童相談件数の推移

(単位：件)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
飯塚市	2,202	3,560	4,553	5,017

②相談の種別

(単位：世帯、件)

区 分			令和 4 年度		令和 5 年度	
			世帯	延べ件数	世帯	延べ件数
養護相談	児童虐待相談	身体的虐待	105	1, 290 (28. 3%)	115	1, 444 (28. 8%)
		性的虐待	3	30 (0. 6%)	6	39 (0. 8%)
		心理的虐待	35	692 (15. 2%)	31	802 (16. 0%)
		保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	41	900 (19. 8%)	46	1, 012 (20. 2%)
		小計	184	2, 912	198	3, 297
	その他の養護相談（家庭環境など）		163	1, 465 (32. 2%)	167	1, 437 (28. 6%)
保健相談			0	0	0	0
障がい相談			1	10 (0. 2%)	0	0
非行相談（ぐ犯行為、触法行為等）			0	0	0	0
育成相談	性格行動相談		1	17 (0. 4%)	1	12 (0. 2%)
	不登校相談		13	149 (3. 3%)	12	271 (5. 4%)
	適性相談、育児・しつけ相談		0	0	0	0
その他の相談（上記のいずれにも該当しない相談）			0	0	0	0
計			362	4, 553	378	5, 017

③相談対象者の年齢の状況

(単位：世帯)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
0 歳 から 3 歳 まで	122 (33.7%)	122 (32.3%)
4 歳 から 6 歳 まで (就学前)	47 (13.0%)	51 (13.5%)
7 歳 から 12 歳 まで (小学生)	112 (31.0%)	112 (29.6%)
13 歳 から 15 歳 まで (中学生)	59 (16.3%)	56 (14.8%)
16 歳 から 18 歳 まで	22 (6.0%)	37 (9.8%)
計	362	378

④主な相談経路

(単位：世帯)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
家 族 ・ 親 戚	5 (1.4%)	3 (0.8%)
近 隣 ・ 知 人	8 (2.2%)	4 (1.1%)
学 校	94 (26.0%)	95 (25.1%)
保 健 セ ン タ ー	130 (35.9%)	135 (35.7%)
医 療 機 関	6 (1.7%)	8 (2.1%)
児 童 相 談 所	23 (6.4%)	21 (5.5%)
児 童 福 祉 施 設	7 (1.9%)	4 (1.1%)
警 察 署	17 (4.7%)	18 (4.8%)
福 祉 事 務 所	41 (11.3%)	51 (13.5%)
認 定 こ ど も 園	4 (1.1%)	7 (1.9%)
保 育 所 (園)	22 (6.1%)	27 (7.1%)
幼 稚 園	2 (0.5%)	3 (0.8%)
そ の 他	3 (0.8%)	2 (0.5%)
計	362	378

⑤対応状況

(単位：世帯)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
助 言 指 導	123 (34.0%)	115 (30.4%)
継 続 指 導	237 (65.5%)	260 (68.8%)
他機関あつせん	0	0
児童相談所送致	2 (0.5%)	3 (0.8%)
計	362	378

(2) 児童虐待相談

①児童虐待相談件数の推移

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
飯塚市	世帯数	124	184	198
	実人数	220	306	332
	延べ対応件数	1, 949	2, 912	3, 297

②虐待の種別

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度	
	世帯数	実人数	世帯数	実人数
身体的虐待	105 (57.1%)	147 (48.0%)	115 (58.1%)	152 (45.8%)
性的虐待	3 (1.6%)	5 (1.6%)	6 (3.0%)	6 (1.8%)
心理的虐待	35 (19.0%)	65 (21.3%)	31 (15.7%)	64 (19.3%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	41 (22.3%)	89 (29.1%)	46 (23.2%)	110 (33.1%)
計	184	306	198	332

③被虐待児童の年齢の状況

区 分	令和 4 年度		令和 5 年度	
	世帯数	実人数	世帯数	実人数
0 歳から 3 歳まで	13 (7.1%)	55 (18.0%)	12 (6.1%)	47 (14.1%)
4 歳から 6 歳まで (就 学 前)	34 (18.5%)	62 (20.3%)	41 (20.7%)	80 (24.1%)
7 歳から 12 歳まで (小 学 生)	85 (46.2%)	124 (40.5%)	84 (42.4%)	133 (40.1%)
13 歳以上 (中学生以上)	52 (28.2%)	65 (21.2%)	61 (30.8%)	72 (21.7%)
計	184	306	198	332

④主な相談経路

(単位：世帯)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
家 族 ・ 親 戚	1 (0.5%)	1 (0.5%)
近 隣 ・ 知 人	6 (3.3%)	4 (2.0%)
学 校	68 (36.9%)	72 (36.4%)
保 健 セ ン タ ー	11 (6.0%)	14 (7.1%)
医 療 機 関	4 (2.2%)	5 (2.5%)
児 童 相 談 所	18 (9.8%)	19 (9.6%)
児 童 福 祉 施 設	6 (3.3%)	2 (1.0%)
警 察 署	15 (8.1%)	15 (7.6%)
福 祉 事 務 所	28 (15.2%)	30 (15.2%)
認 定 こ ど も 園	4 (2.2%)	7 (3.5%)
保 育 所 (園)	19 (10.3%)	24 (12.1%)
幼 稚 園	2 (1.1%)	3 (1.5%)
そ の 他	2 (1.1%)	2 (1.0%)
計	184	198

⑤主たる虐待者

(単位：世帯)

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
実 母	101 (54.9%)	107 (54.1%)
実 父	58 (31.5%)	66 (33.3%)
実母以外の母	0	0
実父以外の父	18 (9.8%)	19 (9.6%)
その他(祖父母等)	7 (3.8%)	6 (3.0%)
計	184	198

⑥対応状況

(単位：世帯)

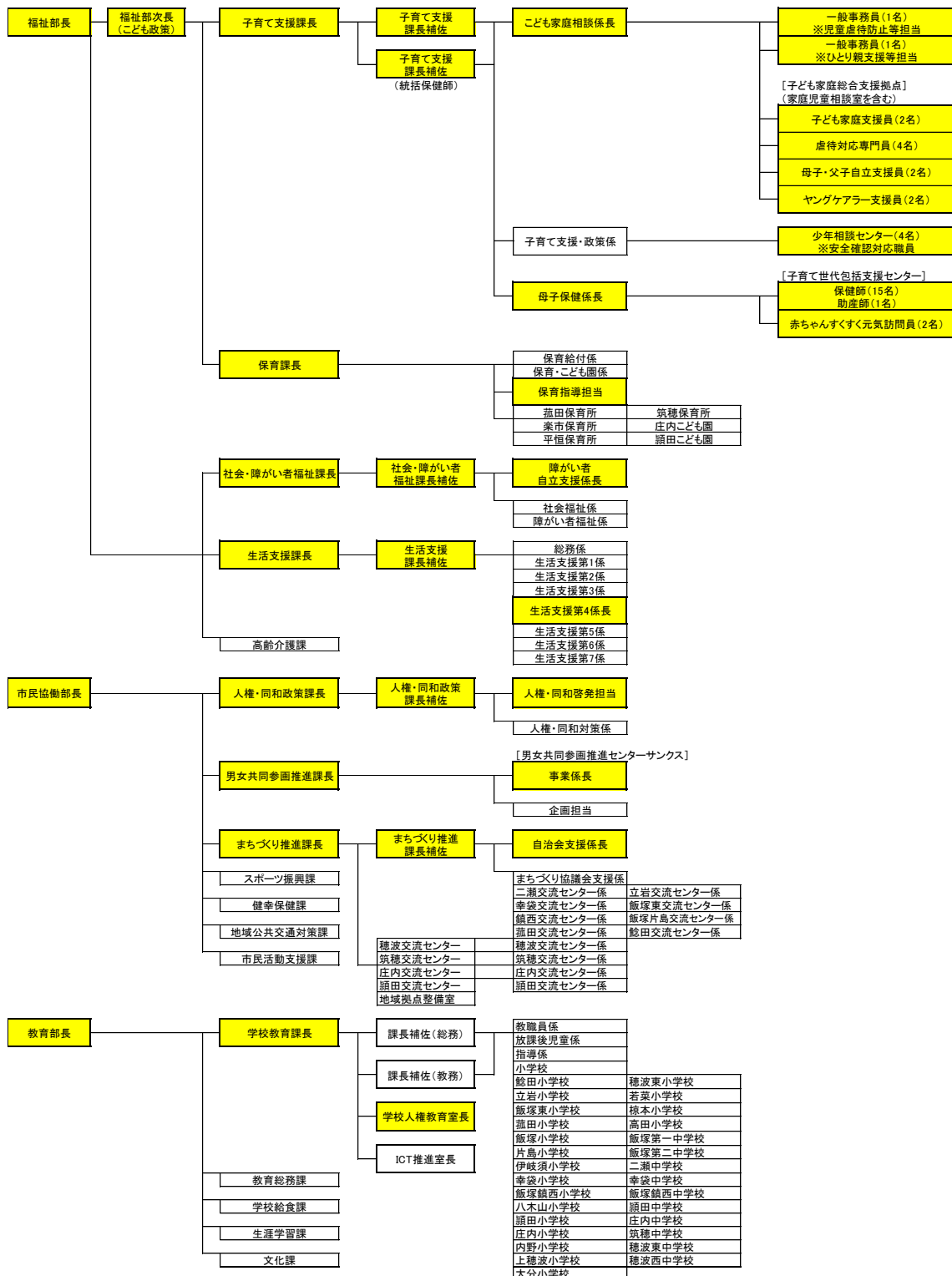
区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
他の関係機関が主	1 (0.5%)	3 (1.5%)
問 題 が 解 決	47 (25.5%)	32 (16.2%)
転 出	8 (4.4%)	8 (4.0%)
継 続	128 (69.6%)	155 (78.3%)
計	184	198

2 飯塚市の体制（第5条、第10条関係）

(1) 子ども・家庭相談の組織・構成

子どもの虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等それぞれの相談に応じた支援・対応を行いました。

飯塚市の相談支援体制(令和5年度)



(2) 子ども家庭総合支援拠点の設置（子育て支援課）

子ども家庭支援員、虐待対応専門員、心理担当支援員、弁護士等の専門職員を配置し、子どもに関する相談体制の充実を図りました。（家庭児童相談室の機能は包含）

① 支援員等の配置人数（子育て支援課）

区分		令和4年度	令和5年度
		配置人数	配置人数
子ども家庭支援員	社会福祉士	2人	2人
	保健師	1人	1人
虐待対応専門員 （家庭児童相談員を兼務）		4人	4人
母子・父子自立支援員		2人	2人
ヤングケアラー支援員		—	2人
子ども家庭総合支援員 （非常勤特別職）	弁護士	1人	1人
	医師	1人	1人
	心理担当	1人	1人
スーパーバイザー （学識経験者、児童相談所勤務経験者）		—	1人
安全確認対応職員 （少年相談センター職員を兼務）		5人	4人

(3) 専門的な職員の育成（第10条）

① 専門研修等の受講、参加（子育て支援課）

区分	【参考】 令和3年度まで	令和4年度	令和5年度
	受講人数	受講人数	受講人数
要対協調整担当者研修	4人	3人	2人
児童福祉司資格認定 通信課程	0人	0人	1人
虐待対応研修（西日本こども 研修センターあかし）	0人	1人	3人
日本子ども虐待防止学会	0人	3人	3人

※令和5年度末に子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）在籍中の職員の受講人数

② 児童虐待防止の関係職員対象研修会の実施（子育て支援課）

令和4年6月に市が作成した「保育施設における虐待対応ガイドライン」の理解を深めるために、保育施設職員向けに研修会を実施しました。

区分	令和4年度	令和5年度
	実施状況	実施状況
演題	「保育施設における虐待対応 合同研修会」	「保育施設における虐待対応 研修会」
講師	飯塚市子育て支援課職員	飯塚市子育て支援課職員
対象者	保育施設職員	保育施設職員
参加人数	53名（オンライン開催）	106名

③ 管理職・生徒指導主事対象研修会の実施（学校教育課）

関係法令・例規の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び学校における虐待対応についての研修会を実施しました。

区分	令和4年度	令和5年度
	実施状況	実施状況
対象者	①生徒指導担当・主事 ②管理職（校長・教頭）	①生徒指導担当・主事 ②管理職（校長・教頭）
開催回数	各1回	各1回
参加人数	①29名、②56名	①29名、②56名

3 市の責務（第 5 条関係）

(1) 子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援

①街なか子育てひろば・子育て支援センター(穂波・筑穂・庄内・穎田)の設置 (保育課)

子育て支援センターを設置し、子育ての悩みや不安の解消を図り、安心して子育てができるための育児相談・育児講座を実施しました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
	年間利用者・相談件数	年間利用者・相談件数
街なか子育てひろば	12,614 人 (うち講座等利用者 593 人) 相談 544 件	19,879 人 (うち講座等利用者 592 人) 相談 519 件
穂波子育て支援センター	5,830 人 (うち講座等利用者 1,058 人) 相談 183 件	7,497 人 (うち講座等利用者 1,136 人) 相談 158 件
筑穂子育て支援センター	1,369 人 (うち講座等利用者 183 人) 相談 24 件	1,687 人 (うち講座等利用者 178 人) 相談 28 件
庄内子育て支援センター	4,385 人 (うち講座等利用者 717 人) 相談 228 件	6,300 人 (うち講座等利用者 893 人) 相談 159 件
穎田子育て支援センター	3,101 人 (うち講座等利用者 1,764 人) 相談 55 件	5,785 人 (うち講座等利用者 1,582 人) 相談 159 件

②子育て世代包括支援センターの設置（子育て支援課）

母子保健事業の最初の窓口となる母子手帳交付時には、対象者全員へ個別面談を実施。支援者の有無・経済面・心理面等についての情報を確認し、支援が必要と思われる方には、他機関と連携をとりながら妊娠期より支援を開始しています。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
母子手帳交付時に面談 妊娠届出数	841 人	792 人
産前産後の支援 特定妊婦人数	115 人	148 人

③育児相談の実施（子育て支援課）

乳幼児健診の事後フォローや保護者の育児不安の軽減を図ることを目的として実施しました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数	71 回	46 回
利用数	延べ利用人数 371 人	延べ利用人数 164 人

④離乳食教室の実施（子育て支援課）

母子保健法に基づき、具体的な離乳食づくりを学ぶことにより、育児を支援することを目的として実施しました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数	12 回	12 回
利用数	延べ利用組数 47 組 延べ利用人数 : 51 人	延べ利用組数 : 36 組 延べ利用人数 : 42 人

(2) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営

①要保護児童対策地域協議会の設置（子育て支援課）

児童虐待に関係する機関で構成する要保護児童対策地域協議会を児童福祉法に基づき設置し、「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の3層構造により、関係機関と連携を行うとともに、要保護児童等の実態把握及び具体的な支援内容等について協議を行い、要保護児童等に対する適切な支援を行いました。

区分	令和4年度	令和5年度
	開催回数	開催回数
代表者会議	3回	1回
実務者会議	8回	8回
個別ケース検討会議	54回	46回

②要保護児童対策地域協議会のケース進行管理件数（子育て支援課）

実務者会議などで課題や支援方針を協議しケースの進行管理しました。

区分	令和4年度 (年度末時点)	令和5年度 (年度末時点)
	登録件数	登録件数
要保護児童	141世帯(255人)	136世帯(259人)
要支援児童	35世帯(56人)	46世帯(103人)
特定妊婦	42人	53人

※要保護児童・・・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなど。

※要支援児童・・・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分のため不適切な養育環境に置かれている子どもなど。

※特定妊婦・・・出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。

(3) 学校における組織的対応が可能となる体制の整備

①教職員のための虐待対応ガイドラインの活用（学校教育課）

市内各小・中学校において、教職員のための虐待対応ガイドラインを活用して取り組みました。

区分	令和４年度	令和５年度
	実施状況	実施状況
ガイドラインの活用	４月に「教職員のための虐待対応ガイドライン」の改訂を行い、６月の定例校長会議及び定例教頭会議の後に、改訂内容や対応の流れについて周知徹底を図る時間を設定した。	「教職員のための虐待対応ガイドライン」について、４月・５月の定例校長会議及び定例教頭会議の際に、早期発見・早期対応の徹底を周知する時間を設定した。

②不登校児童・生徒に対する支援（学校教育課、子育て支援課、生活支援課）

不登校児童・生徒に対し、状況確認を行うとともに、不登校解決に向けた支援を行いました。

区分	令和４年度	令和５年度
	支援状況	支援状況
状況確認 解決に向けた支援	【学校教育課】 〔不登校児童数〕※年度末時点 小学校 158 人 中学校 271 人 〔支援内容〕 ・校内適応指導教室 ・フリースクール ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 ・スクールサポートスタッフ事業 ・相談窓口の紹介 〔不登校児童生徒におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用〕 小学校 54 人 中学校 45 人	【学校教育課】 〔不登校児童数〕※年度末時点 小学校 215 人 中学校 341 人 〔支援内容〕 ・校内適応指導教室 ・フリースクール ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 ・スクールサポートスタッフ事業 ・相談窓口の紹介 〔不登校児童生徒におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用〕 小学校 64 人 中学校 117 人

	【子育て支援課】 〔支援内容〕 訪問等を行い、登校できない状況を聞き取り、関係機関と連携して登校を勧めていくなど支援を行った。	【子育て支援課】 〔支援内容〕 小中学校の先生や生活支援課等と連携して訪問や電話を行い、登校できない状況の聞き取りや関係機関と連携して登校を勧めていくなど支援を行った。
	【生活支援課】 〔支援内容〕 支援については前年度と同様の体制で対応することで不登校状態がみられる世帯の状況の把握を行い各関係機関との情報共有を行った。 不登校児童・生徒のいる世帯には、専門的な指導ができるよう学習進路指導員に世帯状況を把握してもらったうえで、同行訪問を行い、なるべく子供との面談を試みるように努め、子供自身が現状に対しどのように思っているのか等の状況を把握し、保護者に対しても、不登校の子供に寄り添うような支援の声掛けや生活習慣の改善の呼びかけ、フリースクールの紹介等、世帯の状況に合わせた指導を行った。	【生活支援課】 〔支援内容〕 支援については前年度と同様の体制で対応することで不登校状態がみられる世帯の状況の把握を行い各関係機関との情報共有を行った。 不登校児童・生徒のいる世帯には、専門的な指導ができるよう学習進路指導員に世帯状況を把握してもらったうえで、同行訪問を行い、なるべく子供との面談を試みるように努め、子供自身が現状に対しどのように思っているのか等の状況を把握し、保護者に対しても、不登校の子供に寄り添うような支援の声掛けや生活習慣の改善の呼びかけ、フリースクールの紹介等、世帯の状況に合わせた指導を行った。

(4) 広報及び啓発活動の実施

①子育てガイドブック、子育て応援情報誌すくすくの配布（子育て支援課）

児童虐待防止に関する記事、相談窓口連絡先、子育て支援事業、子育て支援施設、保育施設等の情報を掲載し、市民への周知を図りました。

②ひとり親家庭施策の周知（子育て支援課）

ホームページ等でひとり親家庭に関する事業の周知やひとり親家庭が利用できる制度・施設をまとめた「福祉のしおり」を配布しました。また、養育費確保を促進するため、早い段階で必要な情報を提供できるよう、市民課窓口で離婚届の受取り時等の機会に、必要な各種支援制度等の周知を強化しました。

③小・中学校全保護者への啓発リーフレットの配付（学校教育課）

虐待が及ぼす子どもへの影響及び虐待に対する学校の対応について、市内小・中学校の全保護者へ周知しました。

区分	令和4年度	令和5年度
配付回数	2回	3回

④市職員対象研修の実施（人事課）

全職員を対象とした人権研修において、子どもの人権問題についての内容を含む講義や人権に関する問題集への取り組みを実施し、子どもの人権に関する知識と理解力の向上を図りました。

区分	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回

⑤広報媒体による啓発、講演会の開催

（子育て支援課、人権・同和政策課、男女共同参画推進課）

子どもの人権・子どもの虐待防止について市報などによる啓発を行いました。

区分		令和4年度	令和5年度
市報掲載	（子育て支援課）	1回	1回
	（人権・同和政策課）	1回	2回
ホームページ（子育て支援課）		通年	通年
啓発冊子「人権いづか」（人権・同和政策課）		1回	1回
展示パネルによる啓発・広報（人権・同和政策課）		2回	3回
講演会開催回数（男女共同参画推進課）		1回	1回

(5) 地域との連携

①各種団体に対する活動支援、研修の実施

(子育て支援課、社会・障がい者福祉課、まちづくり推進課)

民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会及びまちづくり協議会が実施する子どもの見守り活動等に対して支援を行いました。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会長などの地域のネットワークとの交流を図り、子どもの見守り活動等に関する研修を実施しました。

区分	令和4年度	令和5年度
活動支援内容 (子育て支援課)	・支援対象児童等見守り強化事業を継続し、主任児童委員が行う子どもの見守り活動等を支援 ・13地区の自治会長会に参加し、児童虐待の通告先の周知や各地域の子どもの見守りの依頼	・支援対象児童等見守り強化事業を継続し、主任児童委員が行う子どもの見守り活動等を支援した。 ・13地区の自治会長会に参加し、児童虐待の通告先の周知や各地域の子どもの見守りの依頼を行った。
活動支援内容 (社会・障がい者福祉課)	・飯塚市から主任児童委員に対し、児童(0歳から18歳未満)を含む世帯の「自治会別居住者台帳(全ての住民情報)」及び、新生児名簿を提供し、主任児童委員が行う児童の見守り活動を支援 ・飯塚市民生委員児童委員協議会と共催で、児童虐待に関する研修会を開催	・飯塚市から主任児童委員に対し、児童(0歳から18歳未満)を含む世帯の「自治会別居住者台帳(全ての住民情報)」及び、新生児名簿を提供し、主任児童委員が行う児童の見守り活動を支援
活動支援内容 (まちづくり推進課)	・各地域の団体が実施している見守り活動(青パト、防犯カメラ、看板・のぼり等設置)へ、まちづくり協議会を通じ助成を実施 ・毎日定刻に防災無線を使用し(一部地域)、児童・生徒へ帰宅を促し、地域住民へ見守りを依頼 ・各関係機関と地域(自治会等)との連絡調整を実施	・各地域の団体が実施している見守り活動(青パト、防犯カメラ、看板・のぼり等設置)へ、まちづくり協議会を通じ助成を実施 ・毎日定刻に防災無線を使用し(一部地域)、児童・生徒へ帰宅を促し、地域住民へ見守りを依頼 ・各関係機関と地域(自治会等)との連絡調整を実施

②支援対象児童等見守り強化事業の実施（子育て支援課）

地域での見守りが必要と判断した家庭に、主任児童委員及び委託業者が居宅を訪問し、状況の把握や飲食物及び日用品等の提供を通じて、見守り体制の強化を図りました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
対象件数（主任児童委員）	14 世帯（25 人）	19 世帯（31 人）
訪問回数（主任児童委員）	延べ 116 回	延べ 155 回
対象件数（委託業者）	8 世帯（16 人）	19 世帯（28 人）
訪問回数（委託業者）	延べ 64 回	延べ 555 回

(6) 子どもなどへの虐待防止の措置

①住民票の写し等の交付制限（市民課）

児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための措置として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票及び戸籍の附票の写しの交付制限を行いました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
措置数	市内住民 232 名 市外住民 254 名	市内住民 267 人 市外住民 248 人

②住民票の写し等の交付制限にかかる面談の実施（男女共同参画推進課）

DV と子どもへの虐待の関連性にも視点を置き、DV 被害者及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳等の交付制限にかかる支援措置面談を行いました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
面談回数	77 回	119 回

③DV 等被害者に対する支援（男女共同参画推進課）

DV 対策庁内連携会議を設置し、DV と子どもへの虐待の関連性にも視点を置き、庁内で連携を図りながら DV 等被害者に対する適切かつ迅速な支援を行いました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
会議状況	DV 対策庁内連携会議にて、DV 被害者及び加害者の対応要領等をまとめた「窓口等対応マニュアル」を作成し、令和 5 年 4 月より運用を開始した。これにより、庁内各課での窓口対応の平準化を図っていく。	DV 対策庁内連携会議にて、庁内各課での窓口対応の平準化を目的とした「窓口等対応マニュアル」の確認と周知を図った。併せて、警察署職員を講師に DV 被害の状況や被害者・加害者の傾向等の研修も行った。

4 虐待の未然防止及び早期発見（第9条関係）

(1) 乳児家庭全戸訪問等事業及び乳幼児健診等の活用

①乳児家庭全戸訪問（赤ちゃんすくすく元気訪問）の実施（子育て支援課）

生後4か月までの乳児のいる世帯を訪問し、子育てに関する情報提供及び養育状況の把握を行いました。

区分	令和4年度	令和5年度
	訪問状況	訪問状況
訪問対象件数（当該年度1月末までの出生児）	658件	620件
訪問件数（当該年度1月末までの出生児）	642件	614件
訪問率	97.6%	99.0%
訪問のうち要支援件数	13件	7件

②乳幼児健診の実施（子育て支援課）

母子保健法に基づき、乳幼児（4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児）の健康診査を実施しました。

区分	令和4年度	令和5年度
	受診状況	受診状況
4か月児健診	94.7%（832人/879人）	95.5%（806人/844人）
8か月児健診	96.3%（883人/917人）	97.2%（805人/828人）
1歳6か月児健診	95.3%（864人/907人）	97.7%（883人/904人）
3歳児健診	97.1%（963人/992人）	97.5%（911人/934人）

③乳幼児健診未受診者訪問の実施（子育て支援課）

乳幼児健診の未受診者のなかには、育児上の問題を抱えている事例が多いため、早期に未受診理由の把握及び育児支援を行うことを目的として実施しました。

区分	令和4年度	令和5年度
未受診者への訪問件数	100%（98件/98件）	100%（47件/47件）

(2) 関係機関等と連携した虐待の未然防止及び早期発見の取り組み

①養育支援訪問の実施（子育て支援課）

産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、産前及び産後に保健師及び家庭児童相談員が訪問し、早期に支援することで育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、虐待の未然防止を図りました。

区分	令和4年度	令和5年度
訪問世帯数	129世帯	123世帯
延べ訪問件数	208件	211件

②家庭訪問（母子保健）の実施（子育て支援課）

母子保健法に基づき、妊婦、新生児及び乳幼児の訪問を実施しました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
妊婦訪問	100% (83 件/83 件)	100% (93 件/93 件)
新生児訪問（生後 28 日未満）	100% (30 件/30 件)	100% (37 件/37 件)
乳児訪問（生後 1 年未満）	100% (247 件/247 件)	100% (270 件/270 件)
幼児訪問（生後 1 年以降）	100% (180 件/180 件)	100% (264 件/264 件)

③生活保護世帯訪問の実施（生活支援課）

被保護世帯のうち、子どもの養育状態に問題が発生する可能性がある世帯は訪問頻度を上げ、詳細な実態把握及び生活指導を行い、必要に応じた関係機関との連携強化を図りました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
問題のある ケースへの 訪問状況	※年度末時点 生活保護世帯の要対協登録世帯数 46 世帯 (92 人) [実施状況] 問題発生の可能性のある世帯に対する訪問頻度を上げる対応については、これまでと同様に対応を継続した。また、あらためて、福岡県作成の「緊急度アセスメントシート」に示されている項目を参考に、その世帯の子育てに関する言動や行動を注視し、アセスメントシートに記載された事案が確認された場合は、子育て支援課及び関係機関と情報の共有を図ることを各ケースワーカーに共通認識として意識させ、児童虐待への早期対応、未然防止に繋げる意識を強く持ち日々のケースワークに努めた。	※年度末時点 生活保護世帯の要対協登録世帯数 50 世帯 (116 人) [実施状況] 要対協登録世帯に対しては毎月訪問を原則とし、最低でも月に 1 回は面接することで、より世帯の状況把握の強化に努めた。訪問に際しては、福岡県作成の「緊急度アセスメントシート」に示されている項目を参考に、その世帯の子育てに関する言動や行動を注視し、アセスメントシートに記載された事案が確認された場合は、子育て支援課及び関係機関と情報の共有を図ることを各ケースワーカーに共通認識として意識させ、児童虐待への早期対応、未然防止に繋げる意識を強く持ち日々のケースワークに努めた。

④市内小中学校への訪問（子育て支援課）

家庭児童相談員等が市内小中学校を訪問し、児童虐待の通告方法などについて周知徹底を行いました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問学校数	29 校	29 校

5 情報の共有（第 12 条関係）

(1) 通告受理機関における情報共有（子育て支援課）

児童虐待に関する情報については、「早期発見対応指針（条例第 9 条）」などに沿って、適切に情報共有しました。

(2) 他市区町村との転出または転入時の情報共有（子育て支援課）

支援していた児童等が転出した場合や他市区町村から転入があった場合は、転出または転入先の住所地を所管する市区町村と情報共有し、ケース移管（引継ぎ）を実施しました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
ケース移管を実施した件数	7 件	15 件
ケース移管を受けた件数	23 件	21 件

(3) 警察・児童相談所との情報共有（子育て支援課）

警察や児童相談所から過去の対応状況等について照会があった場合は、市が把握している情報を提供しました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
警察への情報提供件数	116 件	108 件
児童相談所への情報提供件数	61 件	73 件
合計	177 件	181 件

(4) その他の関係機関等からの情報提供（子育て支援課）

医療機関（児童虐待防止拠点病院）、学校、保育施設などから虐待の疑いのある傷やあざがある子どもの情報の提供（通告を含む）を受けました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
医療機関（児童虐待防止拠点病院）	101 件	117 件
学校（小・中・高校）	94 件	90 件
教育委員会	5 件	4 件
児童クラブ	2 件	2 件
保育施設・幼稚園	30 件	27 件
母子保健（子育て世代包括支援センター）	11 件	11 件
放課後デイサービス	1 件	1 件
他市区町村	29 件	28 件
親族・近隣・知人等	5 件	5 件
その他（子育て支援施設など）	16 件	19 件
合計	294 件	304 件

6 児童虐待防止月間（第 17 条関係）（子育て支援課）

児童虐待防止推進月間（毎年 11 月）における集中的な広報・啓発活動を実施しました。また、平成 29 年 11 月に「児童虐待防止」に関する協定を締結した桂川町、福岡県田川児童相談所、福岡県飯塚警察署及び飯塚病院（児童虐待防止拠点病院）と連携し、広報・啓発に取り組みました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
	実施状況	実施状況
横断幕・のぼり旗設置	①横断幕 本庁舎 ②のぼり旗 本庁舎・4 支所	①横断幕 本庁舎 ②のぼり旗 本庁舎・4 支所
講演・研修会	日時：令和 4 年 11 月 17 日 15 時～16 時まで 会場：市役所本庁 1 階多目的ホール 主催：飯塚市 演題：要保護児童対策地域協議会～制度とその概要～ 講師：福岡県弁護士会 岡上貢 弁護士 参加者数：35 名	※講師との日程調整の都合上、令和 5 年度は 2 月に開催 日時：令和 6 年 2 月 12 日 13 時 30 分～15 時 30 分まで 会場：イイヅカコスモスコモン中ホール 主催：飯塚市 共催：桂川町、飯塚病院、田川児童相談所、福岡県飯塚警察署 演題：混乱するしつけ ～体罰としつけをめぐって～ 講師：山梨県立大学人間福祉学部 西澤 哲 特任教授 参加者数：179 名
街頭啓発活動	新型コロナウイルス感染症対策のため実施なし	実施なし
その他の啓発活動	・関係機関等にポスターやチラシを配布 ・窓口及び訪問時に啓発用品配布（児童相談所虐待対応ダイヤル 189 周知広告入りポケットティッシュ） ・本庁 1 階市民課前のモニター、公用車にマグネット貼付けにて、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知	・関係機関等にポスターやチラシを配布 ・窓口及び訪問時に啓発用品配布（児童相談所虐待対応ダイヤル 189 周知広告入りポケットティッシュ） ・本庁 1 階市民課前のモニター、公用車にマグネット貼付けにて、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知

7 通告に係る対応（第 18 条～第 20 条関係）（子育て支援課）

本市では、通告があった場合、「早期発見対応指針（条例第 9 条）」などに基づき、緊急受理会議を開催し、児童相談所、警察、医療機関、学校、保育施設等と連携して対応しました。

なお、調査にあたっては、通告内容のうち通告者しか知り得ない情報はあえて伏せて対応するなど、通告者が特定されない方法で行っていました。

また、通告者の情報のみで虐待が行われていると断定的に対応しないよう心掛けるとともに、調査の結果、虐待が行われている恐れがないと認められた場合は、児童の通う学校や保育施設等で経過観察とするなど、子どもや保護者に配慮しました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
	実施状況	実施状況
拠点会議（週 1 回程度実施） ※通告や情報提供があったケースに関する 情報共有や要対協登録などを検討する会議	50 回	50 回
緊急受理会議（随時実施） ※通告があった際に、管理職及び支援員等を含めた緊急の受理会議	90 回	91 回

8 保育所等の優先入所（第 23 条関係）（保育課）

保育所又は認定こども園の入所者を選考する場合において、虐待を受けた子どもなど特別の支援を要する子どもを保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱いました。

区分	令和 4 年度	令和 5 年度
	優先入所者数	優先入所者数
保育所等の優先入所	0 世帯（0 人）	6 世帯（10 人）

(参考1)

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)

目次

前文

第1章 総則(第1条―第12条)

第2章 児童虐待の予防のための子育て支援(第13条―第16条)

第3章 児童虐待の防止等のための取組(第17条―第26条)

第4章 雑則(第27条―第30条)

附則

もうやめて もうゆるして もうたたかないで

そう思いながら命を奪われた子どもたちがいます。

そう思いながらじっと耐え続けた子どもたちがいます。

いたるところで食料が捨てられる時代に、飢えて亡くなった子どもたちがいます。

性的虐待や心理的虐待を受け、心を殺されたという子どもたちがいます。

助けられたはずの命、奪われた笑顔と育ち。

本来、祝福されて生まれ、愛されて育てられるべき子どもたちの中に、今も、苦しみ、誰かの助けを求めている子どもがいます。

子どもは、ひとりの人間であり、安全で安心して生きる権利を持ちますが、ひとりでは生きていけない、弱い存在です。

その弱い存在の子どもの笑顔と笑い声に、私たちおとながどれだけ勇気づけられていることでしょう。

子どもは親にとっての宝だけでなく、社会の宝、活力の源、未来への希望です。

その子どもを守るのは、わたしたちおとなの責任です。

全ての子どもたちが、虐待や育児放棄から守られ、愛される幸せを実感しながら成長できるように、市民みなで、子育てしやすい環境をつくり、子どもの命と育ちと笑顔を守るため、この条例を制定します。

みんなで子どもを守りましょう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童虐待の防止等について、基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に必要な事項を定めることにより、児童虐待の防止等を図り、もって、次代を担う子どもの命を守るとともに、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳に満たない者をいう。

- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待)をいう。
- (4) 児童虐待の防止等 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援をいう。
- (5) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。
- (6) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、弁護士その他子どもの医療、福祉又は教育に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 全ての子どもは、愛され、安全で安心な環境で適切に養育されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

- 2 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。
- 3 児童虐待への対応は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えなくてはならない。
- 4 何人も、児童虐待を見逃さないよう努めるとともに、児童虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(基本方針)

第4条 児童虐待の防止等は、次に掲げる基本方針により行うものとする。

- (1) 児童虐待の予防には子育て家庭を支えることが重要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、子育て家庭を支援すること。
- (2) 子どもを児童虐待から守るには地域と行政とが一体となって取り組むことが必要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、児童虐待の防止等に係る取組を行うこと。

(市の責務)

第5条 市は、児童虐待を受けた子どもの安全の確保を最優先としなければならない。

- 2 市は、子どもの人権、児童虐待が子どもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 3 市は、子どもが児童虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。

る。

- 4 市は、警察、関係機関等及び地域社会による児童虐待の防止等のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。
- 5 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するための具体的な年次行動計画（以下「年次計画」という。）を策定し、公表しなければならない。
- 6 市は、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、親になるための準備、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた子どものケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 7 市は、前各項に定めるもののほか、児童虐待の防止等に関し、必要な施策を積極的に推進するものとする。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、児童虐待を決して行ってはならず、子どものしつけと称して、体罰を与えてはならない。

- 2 保護者は、子どもに愛情を持って接するとともに、子育てに関する知識の習得に努め、児童虐待が子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子どもの心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳幼児については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、男女の別を問わず、子育てその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たさなくてはならない。
- 6 保護者は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 7 保護者は、子育てに関して、市、児童相談所又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

（市民等の責務）

第7条 市民等は、児童虐待の防止等について理解を深め、児童虐待を防止するとともに、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、児童虐待の予防のための子育て支援に関する活動その他の児童虐待の防止等に関する活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

- 3 市民等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第8条 関係機関等は、児童虐待を防止するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、子どもを児童虐待から守るため、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するとともに、互いに連携するよう努めなければならない。
- 3 関係機関等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。
- 4 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体は、児童虐待に対して適切な対応をするための体制の整備に努めなければならない。

(児童虐待の早期発見)

第9条 市、市民等及び関係機関等は、児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 市長は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。
- 3 関係機関等は、早期発見対応指針に従って、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第10条 市は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止等に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、児童虐待に関する通告、通報、相談及び情報の提供に応じる体制を整備するとともに、必要に応じて学校その他市が必要と認める施設に対し、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を派遣して児童虐待に関する助言及び支援を行うため、その人材の確保について必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、職員に対して、児童虐待の防止等に関する教育及び研修を行い、児童虐待の防止等に関する施策について周知及び啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第11条 市民等及び関係機関等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市又は児童相談所に通告しなければならない。

(情報の共有)

第12条 市は、児童虐待に関する情報について、児童相談所、警察及び児童虐待の防止等のために県が指定する拠点病院との適切な共有に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、児童虐待に関する情報について、関係機関等と共有することができる。

第2章 児童虐待の予防のための子育て支援

(子育てをするために必要と思われる情報の提供)

第13条 市は、子育て家庭及び地域の人々に対して、子育てをするために必要と思われ

る情報の提供を行うものとする。

(子育て家庭に対する支援)

第14条 市は、子育て家庭に対して、相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。

- 2 前項の支援に際しては、栄養、衣類、住居及び教育に関して、特に配慮しなくてはならない。

(団体に対する支援)

第15条 市は、地域における子育て家庭を支援するための事業を促進するため、当該事業を行う団体に対して、子育て支援に関する専門的な知識の提供その他必要な支援を行うものとする。

(地域における子育て支援の取組)

第16条 市内において子育て支援に関する活動を行う団体(以下「子育て支援団体」という。)は、関係機関等と連携し、保護者に対して、子育てに関する情報を積極的に提供する等地域における子育て支援に努めるものとする。

- 2 子育て支援団体は、地域と連携し、子育ての負担感の軽減を図るため、保護者に対して、保護者同士がその子どもとともに交流することができる機会の提供に努めるものとする。
- 3 市及び市民等は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとする。

第3章 児童虐待の防止等のための取組

(児童虐待防止推進月間)

第17条 市民等の間に広く児童虐待についての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

- 2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。
- 3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援団体等その他児童虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(子どもに対する児童虐待に関する知識の普及及び相談先の周知)

第18条 市は、子どもに対して、児童虐待に関する知識の普及及び児童虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとする。

- 2 前項の児童虐待に関する知識の普及等に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。

(通告に係る子どもの安全の確認等)

第19条 市は、児童虐待に係る通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから48時間以内に当該通告に係る子どもの安全を確認するものとする。家庭その他から児童虐待に関する相談等があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の通告に係る子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安

全の確認に協力しなければならない。

- 3 市は必要に応じ、近隣住民、警察、児童相談所、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。
- 4 前項により、市から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。
- 5 市は、通告をした者又は相談等をした者が特定されないよう必要な措置を講じなければならない。

(子どもに対する保護及び支援)

第20条 市は、児童相談所、警察等と連携し、児童虐待を受けた子ども(児童虐待を受けるおそれのある子どもを含む。以下同じ。)を児童虐待から守るため、当該子どもに対して、必要な保護及び支援を行うものとする。

(保護者に対する指導及び支援)

第21条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、必要な指導及び支援を行うものとする。

(保護及び支援を行うための指針の策定)

第22条 市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。

- 2 市長は、関係機関等に対し、関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、前項の規定により定めた指針を示すものとする。

(保育所等の優先入所)

第23条 市長は、保育所又は認定こども園の入所者を選考する場合において、児童虐待を受けた子ども等特別の支援を要する子どもを保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うものとする。

(子どもの家庭復帰及び自立に係る支援)

第24条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待のため里親への委託、児童養護施設等への入所等の措置が採られた子どもの家庭復帰及び自立に当たって必要な支援を行うものとする。

(転出する場合の措置)

第25条 市は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者が市外に転出する場合は、当該子ども等の情報を転出先の地方公共団体へ伝達するなど児童虐待の防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(地域における児童虐待の防止等のための取組)

第26条 市民等は、地域における子どもに対する見守り活動等を行うことにより、子どもとの関わりを深めるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、子どもとの関わりを通して、児童虐待に関し対応が必要であると判断したときは、子どもに代わり、市、児童委員等に連絡又は相談するよう努めなければならない

らない。

第4章 雑則

(守秘義務)

第27条 第12条第2項の規定に基づき、情報を共有した者は、共有した情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市長の報告)

第28条 市長は、毎年、児童虐待の発生状況、通告の状況、児童虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における児童虐待に係る状況について年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(年次計画等の策定)

2 第5条第5項に定める年次計画、第9条第2項に定める早期発見対応指針、第22条第1項に定める保護支援指針については、この条例の施行の日から1年以内に策定するものとする。

(参考2) 用語の解説

P1 ②相談の種別		
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する次の行為に関する相談 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (殴る、蹴る、噛み付く、戸外に閉め出すなど) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為を強要など 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者や家族に対する暴力(面前DV) (言葉による脅かし、子どもを無視したり拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他のきょうだいとは差別的な扱いをするなど) 保護の怠慢・拒否(ネグレクト) 保護の怠慢・拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児 (適切な食事を与えていない、体や衣服など長期間不潔な状態のままや極端に不衛生な環境の中で生活させる、学校等に行かせない、病気や怪我があっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出するなど)
	その他の相談	父又は母等保護者(養育者)の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した若しくは停止された親の子、後見人を持たぬ児童など児童虐待相談以外の環境の問題を有する児童、養子縁組に関する相談 子どもの養育ができない(できていない)、または難しいといった相談 児童にかかわる家庭内の人間関係(親子関係、きょうだい関係など)に関する相談
保健相談		低出生体重児、未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する児童に関する相談
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障がい相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)など視聴覚障がい児に関する相談
	言語発達障がい相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児に関する相談
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談
	発達障がい相談	自閉症(自閉症スペクトラム障がいを含む)、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙(押し黙った子)、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校相談	学校及び保育所(園)並びに幼稚園に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談
	適正相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談(特定妊婦など)

P2 ⑤対応状況	
助言指導	1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する支援をいう。
継続指導	継続的な支援が必要な子どもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワークやカウンセリング等を行うものをいう。
他機関あっせん (紹介)	他の専門機関において、治療、指導、訓練等を受けること等関連する制度の適用が適当と認められるケースについては、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関を紹介する。なお、この場合、紹介先の機関の状況を子どもや保護者等に十分説明する。
児童相談所送致	児童福祉法第27条の措置を要すると認める者、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者については児童相談所へ送致する。このほか、出頭要求、調査・質問、立入調査又は一時保護の実施が必要と判断されるケースについても児童相談所長（都道府県知事）に権限があるため、児童相談所に送致する。